

PayPay カード会員規約

旧	新
第 20 条（カードの紛失・盗難、偽造、再発行） 1. 会員がカード又はカード情報の紛失、盗難等で他人に不正使用された場合、そのカード又はカード情報の使用に起因して生じる一切の支払債務については本規約を適用し、全て会員が責を負うものとします。ただし、会員が紛失、盗難等の事実を直ちに当社に直接電話等により連絡のうえ、最寄りの警察署に届け、かつ所定の届出書を当社に提出し、当社が認めた場合、当社がその連絡を受理した日の 60 日前以降発生した損害については、当社がその支払の全部又は一部を免除します。この場合、会員は損害の補填を請求する際、損害の発生を知った日から 30 日以内に当社が損害の補填に必要と認める書類を当社に提出するとともに、被害状況等の調査に協力するものとします。 2. 前項ただし書の定めにかかわらず次の各号のいずれかに該当する場合には、支払免除の対象となりません。 （1）紛失、盗難等が会員の故意又は重大な過失によって生じた場合 （2）会員の家族、同居人、留守人その他会員の委託を受けて身の回りの世話をする者等、会員の関係者が紛失、盗難等に関与し、又は不正使用した場合 （3）戦争、地震等著しい社会秩序の混乱の際に紛失、盗難等が生じた場合 （4）本規約に違反している状況において紛失、盗難等が生じた場合 （5）紛失、盗難等が虚偽の場合 （6）会員が当社の請求する書類の提出を拒み又は提出した書類に虚偽の申請をした場合又は当社等が行う不正使用被害調査に協力しない場合 （7）暗証番号その他会員の本人確認のために用いられる認証情報（番号・記号等を含み、以下「暗証番号」といいます。）を使用するカード利用において、使用された暗証番号と登録の暗証番号との一致を確認したうえでカード利用が行われた場合	第 20 条（カードの紛失・盗難、偽造、再発行） 1. 会員がカード又はカード情報の紛失、盗難等で他人に不正使用された場合、そのカード又はカード情報の使用に起因して生じる一切の支払債務については本規約を適用し、全て会員が責を負うものとします。ただし、会員が紛失、盗難等の事実を直ちに当社に直接電話等により連絡のうえ、最寄りの警察署に届け、かつ所定の届出書を当社に提出し、当社が認めた場合、当社がその連絡を受理した日の 60 日前以降発生した損害については、当社がその支払の全部又は一部を免除します。この場合、会員は損害の補填を請求する際、損害の発生を知った日から 30 日以内に当社が損害の補填に必要と認める文書、その他の情報を当社の認める方法により提出または申告することにより申請するとともに、被害状況等の調査に協力するものとします。 2. 前項ただし書の定めにかかわらず次の各号のいずれかに該当する場合には、支払免除の対象となりません。 （1）紛失、盗難等が会員の故意又は重大な過失によって生じた場合 （2）会員の家族、同居人、留守人その他会員の委託を受けて身の回りの世話をする者等、会員の関係者が紛失、盗難等に関与し、又は不正使用した場合 （3）戦争、地震等著しい社会秩序の混乱の際に紛失、盗難等が生じた場合 （4）本規約に違反している状況において紛失、盗難等が生じた場合 （5）紛失、盗難等が虚偽の場合 （6）会員が当社の請求する文書、その他の情報の提出を拒み又は提出した文書、その他の情報に虚偽の申請をした場合又は当社等が行う不正使用被害調査に協力しない場合 （7）暗証番号その他会員の本人確認のために用いられる認証情報（番号・記号等を含み、以下「暗証番号」といいます。）を使用するカード利用において、使用された暗証番号と登録の暗証番号との一致を確認したうえでカード利用が行われた場合
2025 年 9 月 29 日	2026 年 1 月 30 日

PayPay カード（PayPay 決済用）会員特約（PayPay カード会員用）

旧	新
第 8 条（通信端末機器等・パスワード等の紛失・盗難等） 2. 通信端末機器等若しくはパスワード等又は当社に届け出た	第 8 条（通信端末機器等・パスワード等の紛失・盗難等） 2. 通信端末機器等若しくはパスワード等又は当社に届け出た

銀行口座情報その他の PayPay アカウントに関する情報の紛失、盗取等に起因する第三者による PayPay カード（PayPay 決済用）の不正利用に係る一切の支払債務について、本特約を適用し、全て本特約会員が負担するものとします。ただし、不正利用につき警察署及び当社に届け出るとともに、当社が書類、情報その他証拠となるものの提出を求めた場合には遅滞なくこれに応じ、かつ、当社が認めた場合には、発生日から 60 日以内に当社が連絡を受理した不正利用については、その支払の全部又は一部を免除します。 3. 前項ただし書の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、支払免除の対象となりません。 (1) 紛失、盗難等が本特約会員の故意又は重大な過失によって生じた場合 (2) 本特約会員の家族、同居人、留守人その他本特約会員の委託を受けて身の回りの世話をする者等、本特約会員の関係者が紛失、盗難等に関与し、又は不正使用した場合 (3) 本特約会員が不正利用等に関して不当な利益を得ているもしくは不正利用等に協力をしていた場合 (4) 戦争、地震等著しい社会秩序の混乱の際に紛失、盗難等が生じた場合 (5) 本特約会員が本特約に違反している場合 (6) 紛失、盗難等が虚偽である場合 (7) 本特約会員が当社の請求する書類の提出を拒み、提出した書類に虚偽の申請をし、又は当該申請に虚偽の恐れがある場合、又は当社等が行う不正使用被害調査に協力しない場合 (8) 暗証番号その他本特約会員の本人確認のために用いられる番号・記号等（以下、「暗証番号」といいます。）を使用する PayPay カード（PayPay 決済用）の利用において、使用された暗証番号と登録の暗証番号との一致を確認したうえで PayPay カード（PayPay 決済用）の利用が行われた場合 (9) 本特約会員が免除の申し出をした日から 1 年以内に再び免除の申し出をした場合 (10) 不正利用者の発見及び損害の調査に努力又は協力をしない場合 (11) PayPay が定める PayPay 補償制度に関する規約第 3 条各号に該当する場合	銀行口座情報その他の PayPay アカウントに関する情報の紛失、盗取等に起因する第三者による PayPay カード（PayPay 決済用）の不正利用に係る一切の支払債務について、本特約を適用し、全て本特約会員が負担するものとします。ただし、不正利用につき警察署及び当社に届け出るとともに、当社が文書、その他の情報その他証拠となるものを当社の認める方法により提出または申告による申請を求めた場合には遅滞なくこれに応じ、かつ、当社が認めた場合には、発生日から 60 日以内に当社が連絡を受理した不正利用については、その支払の全部又は一部を免除します。 3. 前項ただし書の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、支払免除の対象となりません。 (1) 紛失、盗難等が本特約会員の故意又は重大な過失によって生じた場合 (2) 本特約会員の家族、同居人、留守人その他本特約会員の委託を受けて身の回りの世話をする者等、本特約会員の関係者が紛失、盗難等に関与し、又は不正使用した場合 (3) 本特約会員が不正利用等に関して不当な利益を得ているもしくは不正利用等に協力をしていた場合 (4) 戦争、地震等著しい社会秩序の混乱の際に紛失、盗難等が生じた場合 (5) 本特約会員が本特約に違反している場合 (6) 紛失、盗難等が虚偽である場合 (7) 本特約会員が当社の請求する文書、その他の情報その他証拠となるものの提出または申請を拒み、提出または申請した文書、その他の情報その他証拠となるものに虚偽の申請をし、又は当該申請に虚偽の恐れがある場合、又は当社等が行う不正使用被害調査に協力しない場合 (8) 暗証番号その他本特約会員の本人確認のために用いられる番号・記号等（以下、「暗証番号」といいます。）を使用する PayPay カード（PayPay 決済用）の利用において、使用された暗証番号と登録の暗証番号との一致を確認したうえで PayPay カード（PayPay 決済用）の利用が行われた場合 (9) 本特約会員が免除の申し出をした日から 1 年以内に再び免除の申し出をした場合 (10) 不正利用者の発見及び損害の調査に努力又は協力をしない場合 (11) PayPay が定める PayPay 補償制度に関する規約第 3 条各号に該当する場合
2024 年 7 月 24 日	2026 年 1 月 30 日

旧	新
第 21 条（PayPay カード券面・カード情報の紛失・盗難、偽造、再発行） 1. 会員は、PayPay カード券面又はカード情報の紛失、盗難等により他人に不正使用された場合、その PayPay カード券面又はカード情報の使用に起因して生じる一切の債務について、本規約を適用し、全て会員が責任を負うものとします。ただし、会員が紛失、盗難等の事実を直ちに当社に直接電話等により連絡のうえ、最寄りの警察署に届け、かつ所定の届出書を当社に提出し、当社が認めた場合、当社がその連絡を受理した日の 60 日前以降発生した損害については、当社がその支払の全部又は一部を免除します。この場合、会員は損害の補填を請求する際、損害の発生を知った日から 30 日以内に当社が損害の補填に必要と認める書類を当社に提出するとともに、被害状況等の調査に協力するものとします。 2. 前項ただし書の定めにかかわらず次の各号のいずれかに該当する場合には、支払免除の対象となりません。 (1)紛失、盗難等が会員の故意又は重大な過失によって生じた場合 (2)会員の家族、同居人、留守人その他会員の委託を受けて身の回りの世話をする者等、会員の関係者が紛失、盗難等に関与し、又は不正使用した場合 (3)会員が不正利用等に関して不当な利益を得ているもしくは不正利用等に協力をしていた場合 (4)戦争、地震等著しい社会秩序の混乱の際に紛失、盗難等が生じた場合 (5)会員が本規約に違反している場合 (6)紛失、盗難等が虚偽である場合 (7)会員が当社の請求する書類の提出を拒み、提出した書類に虚偽の申請をし、又は当該申請に虚偽の恐れがある場合、又は当社等が行う不正使用被害調査に協力しない場合 (8)暗証番号その他会員の本人確認のために用いられる認証情報（番号・記号等を含み、以下、「暗証番号」といいます。）を使用する本サービスの利用において、使用された暗証番号と登録の暗証番号との一致を確認したうえで本サービスの利用が行われた場合 (9)会員が免除の申し出をした日から 1 年以内に再び免除の申し出をした場合 (10)不正利用者の発見及び損害の調査に努力又は協力をしない場合	第 21 条（PayPay カード券面・カード情報の紛失・盗難、偽造、再発行） 1. 会員は、PayPay カード券面又はカード情報の紛失、盗難等により他人に不正使用された場合、その PayPay カード券面又はカード情報の使用に起因して生じる一切の債務について、本規約を適用し、全て会員が責任を負うものとします。ただし、会員が紛失、盗難等の事実を直ちに当社に直接電話等により連絡のうえ、最寄りの警察署に届け、かつ所定の届出書を当社に提出し、当社が認めた場合、当社がその連絡を受理した日の 60 日前以降発生した損害については、当社がその支払の全部又は一部を免除します。この場合、会員は損害の補填を請求する際、損害の発生を知った日から 30 日以内に当社が損害の補填に必要と認める文書、その他の情報を当社の認める方法により提出または申告することにより申請するとともに、被害状況等の調査に協力するものとします。 2. 前項ただし書の定めにかかわらず次の各号のいずれかに該当する場合には、支払免除の対象となりません。 （1） 紛失、盗難等が会員の故意又は重大な過失によって生じた場合 （2） 会員の家族、同居人、留守人その他会員の委託を受けて身の回りの世話をする者等、会員の関係者が紛失、盗難等に関与し、又は不正使用した場合 （3） 会員が不正利用等に関して不当な利益を得ているもしくは不正利用等に協力をしていた場合 （4） 戦争、地震等著しい社会秩序の混乱の際に紛失、盗難等が生じた場合 （5） 会員が本規約に違反している場合 （6） 紛失、盗難等が虚偽である場合 （7） 会員が当社の請求する文書、その他の情報の提出を拒み、提出した文書、その他の情報に虚偽の申請をし、又は当該申請に虚偽の恐れがある場合、又は当社等が行う不正使用被害調査に協力しない場合 （8） 暗証番号その他会員の本人確認のために用いられる認証情報（番号・記号等を含み、以下、「暗証番号」といいます。）を使用する本サービスの利用において、使用された暗証番号と登録の暗証番号との一致を確認したうえで本サービスの利用が行われた場合 （9） 会員が免除の申し出をした日から 1 年以内に再び免除の申し出をした場合 （10） 不正利用者の発見及び損害の調査に努力又は協力をしない場合

第 22 条（通信端末機器等・パスワード等の紛失・盗難等） 2. 通信端末機器等若しくはパスワード等又は当社に届け出た銀行口座情報その他の PayPay アカウントに関する情報の紛失、盗取等に起因する第三者による本サービスの不正利用に係る一切の支払債務について、本規約を適用し、全て会員が負担するものとします。ただし、不正利用につき警察署及び当社に届け出るとともに、当社が書類情報その他証拠となるものの提出を求めた場合には遅滞なくこれに応じ、かつ、当社が認めた場合には、発生日から 60 日以内に当社が連絡を受理した不正利用については、その支払の全部又は一部を免除します。	第 22 条（通信端末機器等・パスワード等の紛失・盗難等） 2. 通信端末機器等若しくはパスワード等又は当社に届け出た銀行口座情報その他の PayPay アカウントに関する情報の紛失、盗取等に起因する第三者による本サービスの不正利用に係る一切の支払債務について、本規約を適用し、全て会員が負担するものとします。ただし、不正利用につき警察署及び当社に届け出るとともに、当社が文書、その他の情報その他証拠となるものを当社の認める方法により提出または申告による申請を求めた場合には遅滞なくこれに応じ、かつ、当社が認めた場合には、発生日から 60 日以内に当社が連絡を受理した不正利用については、その支払の全部又は一部を免除します。
2025 年 9 月 29 日	2026 年 1 月 30 日

PayPay カード（旧 Yahoo! JAPAN カード）会員規約

旧	新
第 20 条（カードの紛失・盗難、偽造、再発行） 1. 会員がカード又はカード情報の紛失、盗難等で他人に不正使用された場合、そのカード又はカード情報の使用に起因して生じる一切の支払債務については本規約を適用し、全て会員が責を負うものとします。ただし、会員が紛失、盗難等の事実を直ちに当社に直接電話等により連絡のうえ、最寄りの警察署に届け、かつ所定の届出書を当社に提出し、当社が認めた場合、当社がその連絡を受理した日の 60 日前以降発生した損害については、当社がその支払の全部又は一部を免除します。この場合、会員は損害の補填を請求する際、損害の発生を知った日から 30 日以内に当社が損害の補填に必要と認める書類を当社に提出するとともに、被害状況等の調査に協力するものとします。 2. 前項ただし書の定めにかかわらず次の各号のいずれかに該当する場合には、支払免除の対象となりません。 （1）紛失、盗難等が会員の故意又は重大な過失によって生じた場合 （2）会員の家族、同居人、留守人その他会員の委託を受けて身の回りの世話をする者等、会員の関係者が紛失、盗難等に関与し、又は不正使用した場合 （3）戦争、地震等著しい社会秩序の混乱の際に紛失、盗難等が生じた場合 （4）本規約に違反している状況において紛失、盗難等が生じた場合 （5）紛失、盗難等が虚偽の場合 （6）会員が当社の請求する書類の提出を拒み又は提出した書類に虚偽の申請をした場合又は当社等が行う不正使用被害調	第 20 条（カードの紛失・盗難、偽造、再発行） 1. 会員がカード又はカード情報の紛失、盗難等で他人に不正使用された場合、そのカード又はカード情報の使用に起因して生じる一切の支払債務については本規約を適用し、全て会員が責を負うものとします。ただし、会員が紛失、盗難等の事実を直ちに当社に直接電話等により連絡のうえ、最寄りの警察署に届け、かつ所定の届出書を当社に提出し、当社が認めた場合、当社がその連絡を受理した日の 60 日前以降発生した損害については、当社がその支払の全部又は一部を免除します。この場合、会員は損害の補填を請求する際、損害の発生を知った日から 30 日以内に当社が損害の補填に必要と認める文書、その他の情報を当社の認める方法により提出または申告することにより申請するとともに、被害状況等の調査に協力するものとします。 2. 前項ただし書の定めにかかわらず次の各号のいずれかに該当する場合には、支払免除の対象となりません。 （1）紛失、盗難等が会員の故意又は重大な過失によって生じた場合 （2）会員の家族、同居人、留守人その他会員の委託を受けて身の回りの世話をする者等、会員の関係者が紛失、盗難等に関与し、又は不正使用した場合 （3）戦争、地震等著しい社会秩序の混乱の際に紛失、盗難等が生じた場合 （4）本規約に違反している状況において紛失、盗難等が生じた場合 （5）紛失、盗難等が虚偽の場合 （6）会員が当社の請求する文書、その他の情報の提出を拒み

査に協力しない場合 (7) 暗証番号その他会員の本人確認のために用いられる認証情報(番号・記号等を含み、以下「暗証番号」といいます。)を使用するカード利用において、使用された暗証番号と登録の暗証番号との一致を確認したうえでカード利用が行われた場合	又は提出した文書、その他の情報に虚偽の申請をした場合又は当社等が行う不正使用被害調査に協力しない場合 (7) 暗証番号その他会員の本人確認のために用いられる認証情報(番号・記号等を含み、以下「暗証番号」といいます。)を使用するカード利用において、使用された暗証番号と登録の暗証番号との一致を確認したうえでカード利用が行われた場合
2025 年 9 月 29 日	2026 年 1 月 30 日

PayPay カード (PayPay 決済用) 会員特約

旧	新
第 8 条 (通信端末機器等・パスワード等の紛失・盗難等) 2. 通信端末機器等若しくはパスワード等又は当社に届け出た銀行口座情報その他の PayPay アカウントに関する情報の紛失、盗取等に起因する第三者による PayPay カード (PayPay 決済用) の不正利用に係る一切の支払債務について、本特約を適用し、全て本特約会員が負担するものとします。ただし、不正利用につき警察署及び当社に届け出るとともに、当社が書類情報その他証拠となるものの提出を求めた場合には遅滞なくこれに応じ、かつ、当社が認めた場合には、発生日から 60 日以内に当社が連絡を受理した不正利用については、その支払の全部又は一部を免除します。 3. 前項ただし書の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、支払免除の対象となりません。 (1) 紛失、盗難等が本特約会員の故意又は重大な過失によって生じた場合 (2) 本特約会員の家族、同居人、留守人その他本特約会員の委託を受けて身の回りの世話をする者等、本特約会員の関係者が紛失、盗難等に関与し、又は不正使用した場合 (3) 本特約会員が不正利用等に関して不当な利益を得ているもしくは不正利用等に協力をしていた場合 (4) 戦争、地震等著しい社会秩序の混乱の際に紛失、盗難等が生じた場合 (5) 本特約会員が本特約に違反している場合 (6) 紛失、盗難等が虚偽である場合 (7) 本特約会員が当社の請求する書類の提出を拒み、提出した書類に虚偽の申請をし、又は当該申請に虚偽の恐れがある場合、又は当社等が行う不正使用被害調査に協力しない場合 (8) 暗証番号その他本特約会員の本人確認のために用いられる番号・記号等 (以下、「暗証番号」といいます。)を使用する PayPay カード (PayPay 決済用) の利用において、使用された暗証番号と登録の暗証番号との一致を確認したうえで PayPay カード (PayPay 決済用) の利用が行われた場合	第 8 条 (通信端末機器等・パスワード等の紛失・盗難等) 2. 通信端末機器等若しくはパスワード等又は当社に届け出た銀行口座情報その他の PayPay アカウントに関する情報の紛失、盗取等に起因する第三者による PayPay カード (PayPay 決済用) の不正利用に係る一切の支払債務について、本特約を適用し、全て本特約会員が負担するものとします。ただし、不正利用につき警察署及び当社に届け出るとともに、当社が文書、その他の情報その他証拠となるものを当社の認める方法により提出または申告による申請を求めた場合には遅滞なくこれに応じ、かつ、当社が認めた場合には、発生日から 60 日以内に当社が連絡を受理した不正利用については、その支払の全部又は一部を免除します。 3. 前項ただし書の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、支払免除の対象となりません。 (1) 紛失、盗難等が本特約会員の故意又は重大な過失によって生じた場合 (2) 本特約会員の家族、同居人、留守人その他本特約会員の委託を受けて身の回りの世話をする者等、本特約会員の関係者が紛失、盗難等に関与し、又は不正使用した場合 (3) 本特約会員が不正利用等に関して不当な利益を得ているもしくは不正利用等に協力をしていた場合 (4) 戦争、地震等著しい社会秩序の混乱の際に紛失、盗難等が生じた場合 (5) 本特約会員が本特約に違反している場合 (6) 紛失、盗難等が虚偽である場合 (7) 本特約会員が当社の請求する文書、その他の情報その他証拠となるものの提出または申請を拒み、提出または申請した文書、その他の情報その他証拠となるものに虚偽の申請をし、又は当該申請に虚偽の恐れがある場合、又は当社等が行う不正使用被害調査に協力しない場合 (8) 暗証番号その他本特約会員の本人確認のために用いられる番号・記号等 (以下、「暗証番号」といいます。)を使用する

(9) 本特約会員が免除の申し出をした日から 1 年以内に再び免除の申し出をした場合 (10) 不正利用者の発見及び損害の調査に努力又は協力をしない場合 (11) PayPay が定める PayPay 補償制度に関する規約第 3 条各号に該当する場合	PayPay カード（PayPay 決済用）の利用において、使用された暗証番号と登録の暗証番号との一致を確認したうえで PayPay カード（PayPay 決済用）の利用が行われた場合 (9) 本特約会員が免除の申し出をした日から 1 年以内に再び免除の申し出をした場合 (10) 不正利用者の発見及び損害の調査に努力又は協力をしない場合 (11) PayPay が定める PayPay 補償制度に関する規約第 3 条各号に該当する場合
2024 年 7 月 24 日	2026 年 1 月 30 日